



平成 25 年 8 月 12 日

各 位

会 社 名 1 s t ホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 内 野 弘 幸  
(コード：3644、東証第二部)  
問合せ先 執 行 役 員 福 原 茂 喜  
(TEL. 03-5962-7400)

## 定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関する承認決議のお知らせ

当社は、平成 25 年 7 月 10 日付「定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得等に関するお知らせ」（以下「平成 25 年 7 月 10 日付当社プレスリリース」といいます。）にてお知らせいたしましたとおり、本日、種類株式発行に係る定款一部変更、全部取得条項に係る定款一部変更及び全部取得条項付普通株式（下記 I. ②において定義いたします。以下同じです。）の全部の取得に係る各議案について、臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）及び当社普通株式を所有する株主を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）に付議しましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社普通株式は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなりますので、本日から平成 25 年 9 月 12 日までの間、整理銘柄に指定された後、平成 25 年 9 月 13 日をもって上場廃止となる予定です（なお、当社普通株式の売買最終日は、平成 25 年 9 月 12 日の予定です。）。上場廃止後は、当社普通株式を東京証券取引所において取引することはできません。

### 記

#### I. 当社定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に係る議案の内容

当社は、平成 25 年 7 月 10 日付当社プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、以下の①から③の方法による当社定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得（以下総称して「本全部取得手続」といいます。）について必要なご承認をいただくため、本日、本臨時株主総会及び本種類株主総会を開催いたしました。

- ① 当社の定款の一部を変更して、従前の普通株式に加えて、普通株式に優先して残余財産の分配を受ける株式である A 種種類株式を発行する旨の定めを設け、当社において普通株式とは別の種類の当社の株式を発行できるものとするにより、当社を種類株式発行会社（会社法第 2 条第 13 号に定義するものをいいます。以下同じです。）に変更いたします。
- ② 上記①による変更後の当社の定款の一部をさらに変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定めを新設いたします（全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。）。なお、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部（当社が保有する自己株式を除きます。以下同じです。）を取得する場合において、全部取得条項付普通株式 1 株と引換えに、A 種種類株式を 800,000 分の 1 株の割合をもって交付する旨の定めを設けるものといたします。
- ③ 会社法第 171 条第 1 項並びに上記①及び②による変更後の当社の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、当社を除く全部取得条項付普通株式の株主に対して、取得対価として、その保有する全部取得条項付普通株式 1 株と引換えに A 種種類株式を 800,000 分の 1 株の割合をもって交付いたします。なお、モノリスホールディングス株式会社（以下「モノリスホールディングス」といいます。）以外の各株主に対して取得対価として交付される A 種種類株式の数は、1 株未満の端数となる予定です。また、交付される A 種種類株式が 1 株未満の端数となる各株主につきましては、会社法第 234 条その他の関係法令の定めに従って、最終的には金銭が交付されることとなります。

## II. 各議案に係る承認決議

### 1. 種類株式発行に係る定款一部変更の件の承認決議（本全部取得手続のうち①）

#### (1) 承認可決された事項の内容

本全部取得手続のうち①及びこれに伴う所要の定款変更は、本臨時株主総会における第1号議案として付議され、原案どおり承認可決されました。当該議案に係る定款変更の内容は、平成25年7月10日付当社プレスリリース「I. 1. 種類株式発行に係る定款一部変更の件（「定款一部変更の件-1」）」に記載のとおりです。

#### (2) 定款変更の効力発生

本全部取得手続のうち①及びこれに伴う所要の定款変更の効力は、本臨時株主総会における承認可決をもって本日発生しております。

### 2. 全部取得条項に係る定款一部変更の件の承認決議（本全部取得手続のうち②）

#### (1) 承認可決された事項の内容

本全部取得手続のうち②の定款変更は、本臨時株主総会における第2号議案及び本種類株主総会における議案として付議され、いずれも原案どおり承認可決されました。当該議案に係る定款変更の内容は、平成25年7月10日付当社プレスリリース「I. 2. 全部取得条項に係る定款一部変更の件（「定款一部変更の件-2」）」に記載のとおりです。

#### (2) 定款変更の効力発生

本全部取得手続のうち②の定款変更は、本臨時株主総会及び本種類株主総会における承認可決により、平成25年9月19日をもってその効力が生じます。

### 3. 全部取得条項付普通株式の取得の件の承認決議（本全部取得手続のうち③）

#### (1) 承認可決された事項の内容

本全部取得手続のうち③の全部取得条項付普通株式の取得は、その他の必要事項の決定を取締役に一任いただくことも含めて、本臨時株主総会における第3号議案として付議され、原案どおり承認可決されました。当該議案の内容は、平成25年7月10日付当社プレスリリースの「II. 全部取得条項付普通株式の取得の件」に記載のとおりであります。

#### (2) 全部取得条項付普通株式の取得の効力発生日

本全部取得手続のうち③の全部取得条項付普通株式の取得は、本臨時株主総会における承認可決により、本全部取得手続のうち②の定款変更の効力が生じることを条件として、平成25年9月19日にその効力が生じます。

#### (3) 全部取得条項付普通株式の取得の実施に関する手続

全部取得条項付普通株式の取得の効力が生じた場合、上記のとおり、当社は、全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、当社を除く全部取得条項付普通株式の株主に対して、取得対価として、その保有する全部取得条項付普通株式1株と引換えにA種種類株式を800,000分の1株の割合をもって交付いたします。

かかる株主に対する交付の結果生じるA種種類株式の1株未満の端数につきましては、その合計数（会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当するA種種類株式を、会社法第234条の定めに従って売却し、当該売却によって得られた代金をその端数に応じて各株主に交付いたします。かかる売却手続に関し、当社では、会社法第234条第2項の規定に基づき裁判所の許可を得てモノリスホールディングスに対してA種種類株式を売却することを予定しております。この場合のA種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、全部取得条項付普通株式の株主が保有する全部取得条項付普通株式の数に880円（モノリスホールディングスが当社普通株式に対し公開買付けを行った際における当社普通株式1株当たりの買付価格）を乗じた金額に相当する金銭が各株主に交付されるような価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

Ⅲ. 全部取得条項付普通株式の取得に係る日程の概要（予定）

全部取得条項付普通株式の取得に係る日程の概要（予定）は以下の通りです。

種類株式発行に係る定款一部変更（本全部取得手続のうち①）の効力発生日	平成 25 年 8 月 12 日(月)
当社普通株式の東京証券取引所における整理銘柄への指定	平成 25 年 8 月 12 日(月)
当社普通株式の東京証券取引所における売買最終日	平成 25 年 9 月 12 日(木)
当社普通株式の東京証券取引所における上場廃止日	平成 25 年 9 月 13 日(金)
全部取得条項に係る定款一部変更（本全部取得手続のうち②）の効力発生日	平成 25 年 9 月 19 日(木)
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付（本全部取得手続のうち③）の効力発生日	平成 25 年 9 月 19 日(木)

以 上